

# 人事行政の運営等の状況を公表します

長久手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第22号）第6条の規定に基づき、長久手市の人事行政の運営等の状況を公表する。

令和5年11月30日

長久手市長 佐藤 有美

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和4年		
一般 行政	議会	5	5	0	
	総務・企画	125	119	6	育休職員の異動（人事課付）
	税務	20	22	▲2	税務部門の事務分担見直しに伴う減員
	民生	159	156	3	保健と介護予防一体化事業推進のための増員
	衛生	28	32	▲4	ごみ収集部門の退職不補充による減員ほか
	農林	5	6	▲1	農業部門の育児休業に伴う異動
	商工	3	4	▲1	観光部門の事務分担見直しに伴う減員
	土木	31	32	▲1	都市公園部門の事務分担見直しに伴う減員
	小計	376	376	0	
特別 行政	教育	33	34	▲1	指定管理の実施により職員見直し
	小計	33	34	▲1	
公営 企業 等	下水道	9	9	0	
	その他	24	24	0	
	小計	33	33	0	
合計		442	443	▲1	

(注) 職員数は、市長、副市長、教育長及び再任用短時間勤務職員を除いた人数です。

### (2) 年齢別職員数の状況

(上段・令和4年4月1日現在 下段・令和5年4月1日現在)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	0人	37人	53人	49人	60人	4人	0人	203人
女性	0人	97人	65人	52人	25人	1人	0人	240人
合計	0人	134人	118人	101人	85人	5人	0人	443人
男性	0人	36人	50人	40人	68人	4人	0人	198人
女性	0人	97人	66人	49人	31人	1人	0人	244人
合計	0人	133人	116人	89人	99人	5人	0人	442人

### (3) 採用者・退職者の状況

#### ① 採用試験の実施状況

(令和4年4月2日～令和5年4月1日)

区分	申込者	1次試験合格者	2次試験合格者	採用者
一般事務職	76人	37人	13人	7人
一般事務職 (障がい者)	11人	6人	1人	0人
建築技師	2人	2人	1人	1人
保健師	4人	4人	2人	2人
保育士	25人	15人	12人	6人
合計	118人	64人	29人	16人

#### ② 退職者の状況

(令和4年4月2日～令和5年4月1日)

区分	定年	応募認定	自己都合	その他	合計
一般事務	3人	1人	3人	1人	8人
保育士	0人	0人	6人	0人	6人
保健師	0人	0人	2人	0人	2人
技能労務職	3人	0人	0人	0人	3人
合計	6人	1人	11人	1人	19人

#### (4) 障がい者の任用状況

(令和4年度)

法定雇用率	2.6%	市雇用率	2.53%
-------	------	------	-------

## 2 職員の人事評価の状況

(令和4年度)

目的	各職員の業績・態度・能力を明らかにし、これに基づいて人事管理の適正化を図ることを目的とします。
対象者	一般職の職員全員
対象期間	令和4年4月1日～令和4年12月31日
実施時期	令和5年1月
評定方法	原則として、一次評価者（対象職員の上司1人）が各職員について、評価項目（8～14項目あり職務によって異なる。）ごとに「S」から「D」までの5段階で評価する。二次評価者（一次評価者の上司1人）が同様に評価し、最終評価結果を決定する。地方公務員法の改正に伴い、平成29年度から評価結果を給与等に反映している。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況

(令和4年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率B/A
令和4年度	60,985人	23,867,737千円	4,468,578千円	18.7%

(注) 1 普通会計とは、一般会計に土地取得特別会計、卯塚墓園事業特別会計及び公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計の一部を加えたものです。

2 人件費には、市長、副市長、教育長、議員などに支給される給料、報酬などを含みます。

#### (2) 職員給与費の状況

(令和4年度普通会計当初予算)

区 分	職員数 C	給 与 費				1人当たり給与費 D/C
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 D	
令和4年度	人 432	千円 1,550,844	千円 447,406	千円 628,988	千円 2,627,238	千円 6,082

(注) 1 職員数は、令和5年4月1日の職員の総人数(特別職を除く。)から公営事業会計分11人を除いた人数です。

2 給与費は、当初予算に計上された額です。

3 職員手当には、退職手当を含みません。

#### (3) 一般行政職職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和4年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
310,000円	403,985円	40.3歳

(注) 平均給与月額は、令和4年4月分の給料及び職員手当の合計を令和4年4月の職員数で除したものです。

#### (4) ラスパイレス指数の状況

令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
98.5	98.5	99.1	98.7	98.5	99.2

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

#### (5) 一般行政職職員の初任給等の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分	大学卒	高校卒
初任給	191,700円	158,900円
採用2年経過給料額	204,200円	169,800円

#### (6) 一般行政職職員の経験年数別平均給料月額状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	大学卒	高校卒
経験年数10年	264,869円	—
経験年数15年	310,300円	—
経験年数20年	349,917円	—

(注) 対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「\*」としています。

## (7) 級別職員数の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	係長 専門員	課長補佐	課長 主幹	次長	部長	
職員数	77人	89人	85人	81人	41人	45人	12人	10人	440人
構成比 (%)	17.5	20.2	19.3	18.4	9.3	10.2	2.7	2.3	99.9

(注) 長久手市職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の適用を受ける職員(再任用職員を含む)の級別区分の状況です。

(%)は各項目で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

## (8) 職員手当の状況

(令和4年度実績)

期末・勤勉 手当	区分	期末手当の支給割合	勤勉手当の支給割合
	6月期	1.20月分	1.00月分
	12月期	1.20月分	1.00月分
	計	2.40月分	2.00月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	あり	

(令和4年4月1日現在)

退職手当	区分	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
	その他加算措置	なし	定年前早期退職者に対して1年につき3%加算
	退職時特別昇給	なし	
	1人当たり平均支給額	2,487千円	* (応募認定) 17,770千円 (定年)
	早期退職に係る募集の認定を受けた応募者数	1人	

(注) 1 平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 早期退職に係る募集要項は、別紙をご覧ください。

\*は該当者が1名のため公表を控えるものです。

(令和4年度決算額)

地域手当	支給率	10%
	支給対象職員数	428人
	1人当たり平均支給年額	371,522円

(注) 平均支給年額は、令和4年度決算額を令和4年4月の支給対象職員数で除したものです。

(令和4年度決算)

特殊勤務手当	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	5.9%
	1人当たり平均支給年額	101,715円
	手当の名称	防疫手当、清掃手当、徴収調査手当、用地交渉等手当、ボイラー業務手当、給食調理手当、行路死病人手当

(注) 平均支給年額は、令和4年度決算額を令和4年度の支給対象職員数で除したものです。

(令和4年度決算)

時間外勤務手当	令和3年度	支給総額	126,299千円
		1人当たり平均支給年額	358,804円
	令和4年度	支給総額	129,634千円
		1人当たり平均支給年額	362,106円

(注) 平均支給年額は、各年度の決算額を各年度の支給対象職員数で除したものです。

(令和4年4月1日現在)

	内容
扶養手当	○ 配偶者 6,500円 (給料表8級職員 3,500円)
	○ 子1人につき 10,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの 子1人に対する加算額
	○ 父母等1人につき 5,000円 6,500円 (給料表8級職員 3,500円)
	○ 借家・借間 12,000円を超える家賃の額に応じて 最高28,000円
住居手当	
通勤手当	○ 公共交通機関利用者 支給単位期間の定期券相当額(1か月換算で最高55,000円)
	○ 自動車等利用者 通勤距離により2,000円~31,600円(2km未満は支給せず)

## (9) 特別職の報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当の支給割合
給料	市長 880,000円	合計2.95月分
	副市長 727,000円	
	教育長 661,000円	
報酬	議長 495,000円	合計3.35月分
	副議長 429,000円	
	議員 367,000円	

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況

(令和4年4月1日現在)

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(注) 一般的な職場における勤務時間です。

## (2) 年次有給休暇の取得状況 (令和4年度)

付与日数	1人当たり平均取得日数
1年度につき20日	14.2日

## (3) 特別休暇の概要 (令和4年4月1日現在)

主な種類	付与日数等
公民権行使	必要と認められる期間
証人等出頭	
骨髄提供	
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
出生サポート休暇	1年度につき5日以内(ただし、体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内)
産前休暇	出産予定日前8週目に当たる日(多胎妊娠の場合は14週目に当たる日)から出産の日まで
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
授乳等の育児時間	1日につき2回各30分以内
妻の出産休暇	出産予定日前2週間目に当たる日から出産の日以後2週間を経過するまでの間において2日以内
男性職員の育児参加休暇	妻の出産予定日前6週目に当たる日(多胎妊娠の場合は14週目に当たる日)から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間に5日以内
子の看護のための休暇	1年度につき5日以内、子2名以上は10日以内
短期介護休暇	1年度につき5日以内、要介護者2名以上は10日以内
忌引	親族の区分により1日から10日までの期間
父母の追悼行事	1日以内
夏季休暇	1年度につき5日以内
現住居の滅失等	7日以内
災害等による出退勤困難	必要と認められる期間
生理休暇	1回について2日以内

## 5 職員の休業に関する状況

## 育児休業等の取得状況 (令和4年度)

区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	6人	10人	16人
部分休業	0人	6人	6人
育児短時間勤務	0人	0人	0人

(注)令和4年度中に新たに取得した人数です。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

(令和4年度)

処分事由	免職	降任	休職	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人		0人
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0人	0人		0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人		0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人		0人
心身の故障のため、長期の休養を要する場合			7人	7人
刑事事件に関し起訴された場合			0人	0人
計	0人	0人	7人	7人

### (2) 懲戒処分の状況

(令和4年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
法令違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

## 7 職員の服務の状況

### (1) 職務専念義務の免除の概要

(令和4年4月1日現在)

免除の対象となる 主な場合	研修を受ける場合
	厚生に関する計画の実施に参加する場合
	特別職を兼ね、その事務に従事する場合
	国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その事務に従事する場合
	市行政の運営上特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その事務に従事する場合

### (2) 営利企業等従事許可の状況

(令和4年度)

許可した内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員その他の地位を兼ねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件

## 8 職員の退職管理の状況

長久手市では、地方公務員法の改正に伴い「長久手市職員の退職管理に関する条例」及び「長久手市職員の退職管理に関する規則」を制定し、退職時に課長職以上であった者のうち営利企業等に再就職した者の状況を報告するものとしています。

令和4年度末に課長職以上で本市を退職した者の再就職状況については、次のとおりです。

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先
部長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	長久手市再任用職員
課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	長久手市再任用職員
課長	R5. 3. 31	R5. 4. 1	長久手市再任用職員

## 9 職員の研修の状況

(令和4年度)

市実施研修	開催回数	日数	受講者数
新規採用職員研修	1回	2日	22人
防災研修	3回	1日	17人
市長講話研修	1回	1日	22人
文書・財務研修	1回	1日	23人
人事評価研修	1回	1日	16人
ハラスメント防止研修	1回	1日	51人
説明力向上研修	1回	1日	57人
メンタルヘルス研修	1回	1日	50人
接遇力向上研修	1回	1日	63人
防犯講習会	1回	1日	63人
認知症サポーター養成講座	1回	1日	28人
障害者差別解消法研修	1回	1日	4人
上記以外の研修	尾張東部職員研修協議会		109人
	愛知県市町村振興協会研修センター		49人
	厚生労働省派遣		1人
	地域活性化センター派遣研修生		1人
	愛知県派遣		2人
	市町村職員中央研究所（市町村アカデミー）		4人
	全国市町村国際文化研修所		2人
	株式会社日本経営協会		10人
	愛知県市町村職員共済組合主催研修		10人
	全国建設研修センター		1人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況



## (1) 健康診断の実施状況

(令和4年度)

区分	受診者数(受検者数)
定期健康診断(30歳未満)	414人
人間ドック(30歳以上希望者)	305人
人間ドック・脳ドック併用(35歳以上希望者)	37人
ストレスチェック	680人

(注) 健康診断及びストレスチェックの受診者数には、再任用職員及び社会保険加入会計年度任用職員も含まれています。

## (2) 職員互助会の事業の概要

(令和4年度)

区分	主な内容
名称	長久手市職員互助会
会員数	459人
公費の総額	なし
福利厚生事業	福利厚生委託事業、レクリエーション事業、宿泊施設等利用契約等
共済給付事業	結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、災害見舞金、弔慰金、退会記念品、資格取得祝金、親睦給付金、文化の家等事業給付金、永年勤続祝品、事故による負傷等に係る見舞金

## (3) 公務災害等の認定状況

(令和4年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	9件	0件
通勤災害	2件	0件

## (4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和4年度)

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件

## (5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(令和4年度)

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件

# 長久手市における早期退職に係る募集実施要項

別紙

## 1 募集の目的

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集(愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和40年条例第1号)第13条の6第1項第1号)を行う。

## 2 募集の対象

長久手市に勤務する者のうち、令和5年3月31日時点で「勤続20年以上」かつ「50歳から59歳まで」の者。

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 会計年度任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和5年3月31日までに定年に達する職員(※退職すべき期日までに定年に達する者)
- (4) 令和4年5月13日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和4年5月13日から令和4年6月8日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

## 3 募集人数

5人

※応募人数が5人を超えた場合は、愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例第13条の6第11項ただし書に基づき、年齢の高い順で認定するものとする。

## 4 募集の期間(応募受付期間)

令和4年5月13日(金) 午前8時30分から

令和4年6月8日(水) 午後5時まで

## 5 退職すべき期日

令和5年3月31日

## 6 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第1号)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、市長公室人事課に提出する。

(2) 受付期間終了後、認定通知書(別記様式第3号)又は不認定通知書(別記様式第4号)を交付する。

※ 令和4年6月29日(水)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は次のとおり

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合

ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

オ 上記アからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超え、年齢の高い順で認定したときに募集人数を超える場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 連絡先

市長公室人事課 担当 吉田

電話：（直通）0561-56-0604

（内線）241

## 附 則

この実施要項は、令和4年5月13日から施行する。